

子どもたちを性暴力被害の当事者にしないために  
～生命（いのち）の安全教育eラーニング～



岡山県人権啓発シンボルマーク

岡山県教育庁人権教育・生徒指導課  
人権教育班

## 研修のねらい

子どもたちを性暴力の加害者・被害者・  
傍観者にしないために必要な知識を身に  
付ける

性暴力被害にあった子どもへの対応力の  
向上を図る

## 本日の内容

- 1 生命（いのち）の安全教育
  - ・ 性犯罪・性暴力被害とは
  - ・ 生命（いのち）の安全教育とは
  - ・ 指導に活用できる資料
- 2 性暴力被害を受けた子どもへの  
対応

## 性犯罪・性暴力被害とは

### 性犯罪・性暴力被害について

○同意のない性的な行為は、性暴力です。

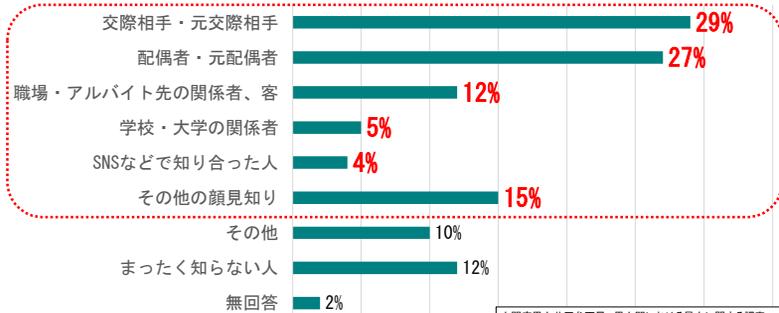
- ・ 対等な関係でない場合
- ・ 断ることのできない状況
- ・ はっきり嫌だと言えない状況

同意があったことになりません

○年齢・性別にかかわらず起こります。

## 内閣府が令和2年度に行った調査では

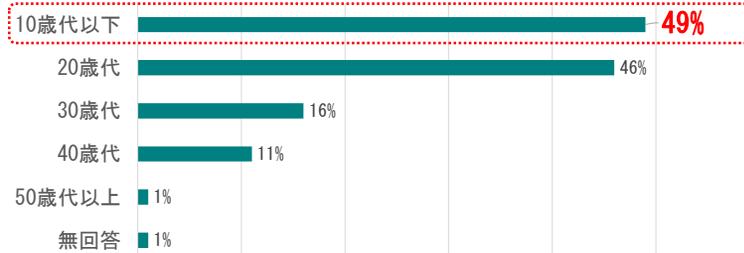
### 加害者との関係



内閣府男女共同参画局 男女間における暴力に関する調査  
(令和2年度調査)より  
※複数回答可につき、合計が100%になりません

## 被害にあった年齢について

### 被害にあった時期



内閣府男女共同参画局 男女間における暴力に関する調査  
(令和2年度調査)より  
※複数回答可につき、合計が100%になりません

## 生命(いのち)の安全教育とは

### 生命(いのち)の安全教育について

- 子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、**生命(いのち)の安全教育**を推進
- 生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることを目指す

## 文部科学省からの教材

みすぎでかかれるところは  
じぶんだけの  
だいじなところだからだよ

**性暴力の例【デートDV】**

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、結婚している相手や交際中の相手から受ける暴力のことです。恋人同士の間にも起こる暴力のことをデートDVと言います。

どんなことがデートDVになるの？

精神的暴力	身体的暴力	性的暴力	経済的暴力
<ul style="list-style-type: none"> <li>暴力を手紙として、相手に送りつけたり、一方に責めつづける行為を指します。</li> <li>罵詈雑言を繰り返すことで相手の自尊心を傷つけ、相手の心を壊す行為もデートDVです。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>暴力行為を繰り返すことで相手の身体を傷つけたり、命を脅かす行為を指します。</li> <li>暴力行為を繰り返すことで相手の身体を傷つけたり、命を脅かす行為もデートDVです。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>暴力行為を繰り返すことで相手の身体を傷つけたり、命を脅かす行為を指します。</li> <li>暴力行為を繰り返すことで相手の身体を傷つけたり、命を脅かす行為もデートDVです。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>暴力行為を繰り返すことで相手の身体を傷つけたり、命を脅かす行為を指します。</li> <li>暴力行為を繰り返すことで相手の身体を傷つけたり、命を脅かす行為もデートDVです。</li> </ul>

こんな行為はダメです！

- 暴力行為を繰り返すことで相手の身体を傷つけたり、命を脅かす行為を指します。
- 暴力行為を繰り返すことで相手の身体を傷つけたり、命を脅かす行為もデートDVです。

ワークシート

じぶんだけのたいせつなところを  
さわられていやなきもちになったら、  
どうすればいいかな？

**性暴力が起きないようにするためには**

性暴力の被害者となる加害者を生かさないためには、自分を大切に、相手も大切に、相手よりよい人間関係を築くことが必要です。

よりよい人間関係をつくることは、性暴力を防ぐことにつながります。

- 自分を大切にすること
- 相手を大切にすること
- 暴力をゆるさないこと

SNSやメールを使った暴力行為も、自分の身体や心を傷つけたり、命を脅かす行為もデートDVです。

暴力行為を繰り返すことで相手の身体を傷つけたり、命を脅かす行為もデートDVです。

文部科学省HP





## 性暴力を受けた時に子どもが見せるサイン

### 行動の変化

- 学校に行きたがらない
- 落ち着きがない
- 学習への意欲が乏しくなる
- 休日でも家に閉じこもりがちになる
- 暴言が増えたり、人に攻撃的になったりする
- 親のそばから離れない
- 1人になるのを怖がる

## 性暴力を受けた時に子どもが見せるサイン

### 表情や感情の変化

- 表情が暗い、元気がない
- ささいなことで泣く
- 喜怒哀楽が激しい、あるいは無表情になる
- ぼんやりしている

## 性暴力を受けた時に子どもが見せるサイン

### 体に現れるサイン

- 不眠
- 食欲不振、過食
- 頭痛、腹痛、倦怠感、めまい
- 性器の痛み、性器のかゆみ
- 生理不順
- 夜尿が始まる、あるいは増える
- 性器いじり、性的な言動の増加
- 過呼吸、リストカット

## 被害を受けた子どもへの基本的な対応①

### 環境整備から対応まで

#### ①聴く環境を整える（環境整備）

- 静かな落ち着いた部屋
- 他の児童・生徒に聞かれないようにする

#### ②対応する人を決める（聴く側の配慮）

- 児童・生徒が信頼している先生が対応する⇒できれば同性

#### ③話を聴く

- 「誰が」「何をした」を聴く
- 被害の詳細を聞かない⇒事後の情報で記憶が変わってしまうを防ぐ
- 再被害の可能性を確認する⇒「おうちに帰って大丈夫？」（家での性被害の場合）  
※子どもの安全を確保する
- 専門家・専門機関につなぐ（校内でとどめないようにする）

## 被害を受けた子どもへの基本的な対応②

### 対応時に気を付けるポイント

#### ①できない約束はしない

- 「誰にも言わないで」⇒「あなたを守るために秘密にできない」ときちんと伝える  
「誰に相談することは可能か」相談の範囲を確認  
※本人に内緒で話を広めると、かえって子どもを傷つけてしまうこともある

#### ②打ち明けてくれたことをねぎらう

- 「勇気を出して話してくれて、ありがとう」「あなたを守るからね」と伝える

#### ③次につなぐ（専門家・専門機関につなぐ）

- 「心もケガをすると、手当が必要だよ」

## 被害者支援の前提条件（二次被害を防ぐ）とは？

### 周囲に見せる姿

- ① 「被害について話さない」
- ② 「いつもと同じ様子」「楽しそうにしている」
- ③ 「大したことない」「何も傷ついていない」
- ④ 「わがままな子」「甘え癖がついてしまう」
- ⑤ 「育てにくい子」「手がかかる子」
- ⑥ 「性への興味や性欲が強い」「加害者に恋愛感情があった」「性非行」

### 心の中

- ①被害について話さない【回避】
- ②平然としている【麻痺】
- ③被害を過小に見たい【防衛機制】
- ④過度な甘え、ぐずり、おねしょ【退行】
- ⑤よく泣く、イライラ、落ち着かない【情緒不安定】
- ⑥性への過度な関心や性行動【被害による性的言動の変化、再演】

被害に対する誤った捉え方が二次被害を生む

## 被害者支援の前提条件（二次被害を防ぐ）とは？

### 対応者が気を付けること

- ①最後まで話を聞く
- ②疑わずにいったん信じる
- ③感情を否定しない
- ④本人の意向を軽視しない
- ⑤すぐに助言しない
- ⑥すぐに指導しない

## 参考・引用文献

- ・ 斎藤梓（2022）性暴力被害の心理支援
- ・ 田口奈緒（2020）学校で性暴力被害がおこったら
- ・ 野坂祐子（2023）子どもの性暴力 その支援と理解

被害を受けた場合の専門機関

- ・性暴力被害者支援センター「おかやま心」
- ・児童相談所
- ・女性相談支援センター
- ・所管の教育委員会



ありがとうございました



岡山県人権啓発シンボルマーク